山梨県新型コロナウイルス感染症対策関係融資利子補給事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内に事業所等を有する中小企業者の事業の振興及び経営の安定化を図るため、山梨県新型コロナウイルス感染症対策関係融資利子補給事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利子の補給)

第2条 県は、山梨県商工業振興資金融資制度要綱に基づく経済変動対策融資(新型コロナウイルス感染症対策関係)(以下「当該制度融資」という。)を実行した金融機関及び当該制度融資の貸付を受けた者に対し予算の範囲内で利子補給金の交付を行うものとする。

(利子補助の方式)

- 第3条 利子補助の方式については、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 リアルタイム方式 当該制度融資を実行した金融機関が、貸付を受けた者から毎年 2月1日から翌年1月31日までの当該制度融資の約定支払日において支払うべき 約定利子の合計を徴収せず、県が金融機関に当該利子を補助するものをいう。
 - 二 キャッシュバック方式 当該制度融資の貸付を受けた者が、金融機関に対して当該制度融資に係る毎年2月1日から翌年1月31日までの約定利子を支払い、県は第5条第2項に定める金融機関に対して当該利子を補助し、金融機関は第6条に定める契約に基づき、貸付を受けた者に対して補助するものをいう。

(交付対象者)

- 第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 リアルタイム方式 当該制度融資を実行した金融機関
 - 二 キャッシュバック方式 次に掲げる貸付を受けた者(以下「受給資格者」という。) ア 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「法」という。)第2条第5 項第4号又は同条第6項のいずれかに基づく認定を受けた者に対する当該制度融 資の貸付
 - イ 法第2条第5項第5号に基づく認定を受けたもののうち、法第2条第3項第1号から第6号に定める小規模企業者に該当する個人事業主に対する当該制度融資の貸付
 - ウ 法第2条第5項第5号に基づく認定を受けたもののうち、イ以外の者で、当該制度融資の申込みに係る認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上の者に対する当該制度融資の貸付

(金融機関への委任)

- 第5条 キャッシュバック方式により補助金の交付を受けようとする受給資格者は、当該制度融資を実行した金融機関に、補助金の交付の申請、請求及び受領に関する一切の行為に関する権限を委任するものとし、当該金融機関はこれを受任するものとする。
- 2 委任を受けた金融機関(以下「受任者」という。)は、委任者に利子補助金の交付の申請に必要な書類等の提出を求めることができる。

(契約)

第6条 知事は、第3条第1項第二号のキャッシュバック方式により利子を補助する場合は、取扱金融機関との間で締結する利子補給契約に基づいて行うものとする。

(補助金交付の対象となる貸付)

第7条 補助金交付の対象となる貸付は、リアルタイム方式又はキャッシュバック方式に かかわらず第4条第1項第二号アからウに掲げる当該制度融資の貸付とする。

(補助対象経費等)

- 第8条 補助対象経費は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 リアルタイム方式 当該制度融資に係る毎年2月1日から翌年1月31日までの約 定支払日における、支払うべき約定利子の合計
 - 二 キャッシュバック方式 当該制度融資に係る毎年2月1日から翌年1月31日まで に支払った約定利子の合計
- 2 前項各号に掲げる約定利子の利率は年率1.4%とし、補助率は10/10とする。
- 3 補助対象期間は、当該制度融資実行日から起算して3年間とする。

(交付の申請)

- 第9条 交付の申請は次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 リアルタイム方式 補助金の交付を受けようとする金融機関は、補助対象期間における補助金について、交付申請書(様式第1号)に次の書類を添付して知事に提出しなければならない。
 - ア 利子補給制度融資対象者一覧(様式第1号別紙)
 - イ アに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
 - 二 キャッシュバック方式 補助金の交付を受けようとする受任者は、第8条第1項第 二号の金額をとりまとめて、交付申請書(様式第2号)に次の書類を添付して知事に 提出しなければならない。
 - ア 受取利子証明 (明細) 書 (様式第2号別紙)
 - イ 委任状及び振替承諾書(様式第3号)
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 2 前項の規定による書類の提出にかかる期限は、2月1日から7月31日までにおける 補助金(上半期分)については8月31日とし、8月1日から翌年1月31日までにお

ける補助金(下半期分)については2月末日とする。

- 3 2回目以降の交付申請においては、第1項第一号のイ、第1項第二号のイ及びウの書類を省略することができる。
- 4 知事は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、必要に応じて関係書類等の提出をさせることができる。

(電子申請等)

- 第10条 申請者又は受任者は、前条第1項各号の規定に基づく交付の申請については、電磁的方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき知事が定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。
- 2 申請者又は受任者は、前項の規定に基づき電磁的方法により交付申請を行う場合に、申請書に代えて作成する電磁的記録(適正化法第26条の2の規定に基づき知事が定めるものをいう。以下同じ。)に添えて提出すべき添付書類に代わる電磁的記録を提出できないときは、申請書に代わる電磁的記録を提出した日から3日以内に知事宛て郵送し、又は直接持参する方法により、添付書類を提出することができる。
- 3 知事は、第1項の規定により行われた交付申請に係る次条の規定に基づく交付決定に ついて、申請者が書面による通知を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通 知を電磁的方法により行うことができるものとする。

(交付決定の通知)

第11条 交付決定の通知は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 リアルタイム方式 知事は、第9条に基づく申請書の提出があったときには、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。
- 二 キャッシュバック方式 知事は、第9条に基づく申請書の提出があったときには、 当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付決定通知書 (様式第5号)及び補助金交付決定額一覧表により、受任者に通知するものとする。
- 2 受任者は、交付決定通知を受けたときは、その旨を速やかに委任者へ通知するものと する。

(実績報告及び検査等)

第12条 実績報告及び検査等については、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 リアルタイム方式 申請者は、交付決定通知を受けた後、第8条第1項第一号に掲げる期間における約定利子の金額を精査し、実績報告書(様式第6号)を知事が指定する期日までに提出しなければならない。
- 二 キャッシュバック方式 受任者は、交付決定通知を受けた後、第8条第1項第二号に 掲げる期間において委任者から支払われた約定利子の合計を精査し、その内容を記載し た実績報告書(様式第7号)を知事が指定する期日までに提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の実績報告を受けたときは、その内容を検査し、検査結果が適正であると

認められる場合は、申請者又は受任者に対して補助金額の確定通知を書面により行うものとする。

3 確定通知を受けた申請者又は受任者は、知事に対し、請求書を提出するものとする。

(補助金の交付)

- 第13条 知事は、前条に基づく適法な請求書を受領したときは、上半期分においては9月30日、下半期分においては3月31日までに申請者又は受任者へ補助金を交付するものとする。
- 2 受任者は、前項の補助金の交付を受けたときは、速やかに委任者の指定口座に当該補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

- 第14条 知事は、金融機関又は当該制度融資の貸付を受けた者が、次の各号のいずれかに 該当した場合は、当該貸付に係る補助金の全部又は一部について、これを交付せず、既 に利子補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。
 - 一 当該制度融資の貸付に際し又は貸付後、虚偽の申し出又は報告した場合
 - 二 当該制度融資をその借入れの目的以外の目的に使用した場合
 - 三 取扱金融機関への債務について、早期償還がなされた場合
 - 四 この要綱又はこの要綱に基づく規定に違反した場合
 - 五 当該制度融資の貸付を受けた者が期限の利益を喪失した場合
 - 六 その他知事が特に必要と認めた場合

(書類の保存)

第15条 申請者は、本補助事業に関する書類を事業期間終了後5年間は保存しなければならない。

附則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

(様式第1号)【リアルタイム方式用】

 番
 号

 年
 月

 日

山梨県知事 殿

申請者 所 在 地:

金融機関名:

代表者氏名: 印

山梨県新型コロナウイルス感染症対策関係利子補給事業費補助金交付申請書

山梨県新型コロナウイルス感染症対策関係利子補給事業費補助金交付要綱第9条第1 項第一号の規定に基づき、当該補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

- 1. 資金種類 経済変動対策融資 (新型コロナウイルス感染症対策関係)
- 2. 融資金額
- 3. 融資期間
- 4. 補助金交付申請額

円

5. 添付資料

(別紙) 利子補給制度融資対象者一覧

(様式第1号別紙) 【リアルタイム方式用】

利子補給制度融資対象者一覧

	No	取扱支店	事業者名	保証番号	名寄せ番号	取引番号	融資資金名	対象者	資金使途	融 資 年月日	融資期間	据置期間	融資額	金利	補助対象貸付額	左に係る補助金 交付決定額
例								・個人事業主・小規模事業者・中小企業者 等	・運転資金 ・設備資金				〇〇万円	年 ○○%		
	1															
	2															
	3			·						•						

- 注 1. 「No」の欄は、通し番号を記載する。
 - 2.「事業者名」の欄は、経済変動対策融資(新型コロナウイルス感染症対策関係)に係る利子補給補助金の対象となった者の企業名等を記載する。
 - 3. 「融資年月日」の欄は、経済変動対策融資(新型コロナウイルス感染症対策関係)の貸付契約日を記載する。
 - 4. 「補助対象貸付額」の欄は、経済変動対策融資(新型コロナウイルス感染症対策関係)の元高を記載する。
 - 5. 「左に係る補助金交付決定額」の欄は、補助対象貸付として貸付けた額において要綱第3条に基づき積算した補給額を記載する。
 - 6. 一覧表の項目を網羅した任意様式に替えることができる。

(様式第2号) 【キャッシュバック方式用】

番号年月

山梨県知事 殿

(申請者(受任者))

所在地: 金融機関名: 代表者氏名:

印

山梨県新型コロナウイルス感染症対策関係利子補給事業費補助金交付申請書

山梨県新型コロナウイルス感染症対策関係利子補給事業費補助金交付要綱第9条第1 項第二号の規定に基づき、当該補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

1. 補助金交付申請額

円

- 2. 添付資料
 - 受取利子証明 (明細) 書 (別紙)

(様式第2号別紙) 【キャッシュバック方式用】

山梨県新型コロナウイルス感染症対策関係融資に係る受取利子証明(明細)書

No	取扱支店	事業者名	保証番号	名寄せ番号	取引番号	融資資金名	対象者	資金使途	融 資 年月日	融資期間	据置期間	融資額	金利	補助対象貸付額	左に係る受取利子額 (補助金交付決定額)
例						○○資金融資	・個人事業主・小規模事業者・中小企業者 等	・運転資金 ・設備資金				〇〇万円	年 ○○%		
1															
2															
3			·	•											

- 注 1. 「No」の欄は、通し番号を記載する。
 - 2.「事業者名」の欄は、経済変動対策融資(新型コロナウイルス感染症対策関係)に係る利子補給補助金の対象となった者の企業名及び代表者名を記載する。
 - 3. 「融資年月日」の欄は、経済変動対策融資(新型コロナウイルス感染症対策関係)の貸付契約日を記載する。
 - 4. 「補助対象貸付額」の欄は、経済変動対策融資 (新型コロナウイルス感染症対策関係) の元高を記載する。
 - 5. 「左に係る受取利子額」の欄は、補助対象貸付として貸付けた額の、本証明に係る計算期間における受取利子額(顧客口座に年度末に入金される金額)を記載する。
 - 6. 一覧表の項目を網羅した任意様式に替えることができる。

(様式第3号) 【キャッシュバック方式用】

委任状及び振替承諾書

当社(私)は、	(金融機関所で	在地)			
	(金融機関名和	 称)			
	(取扱店名)				
	(代表者氏名))			
条第1項、第9多	除1項第二号				 対補助金交付要綱第5 条第3項に規定する
また、本件利 以下の口座へ振			山梨県が同代理	人へ交付を行	テった後、同代理人 だ
(振り替え先口	座)				
金融機関名	:				
支店名:					
預金種別:	普通 · 当	座			
口座番号:					
口座名義()	カタカナ):				
(注) 口座は、	融資を受けたの	名義と同じ名義に	限る。		
	年 月 日	Ħ			
所 在 地					
企業等名称					金融機関確認印
代表者氏名				印	
連絡先:					

※個人事業主の方は、「企業等名称」欄は記載不要です。「代表者氏名」欄のみ御記入ください。

(様式第4号)【リアルタイム方式用】

 番
 号

 年
 月

 日

金融機関代表者 殿

山梨県知事

山梨県新型コロナウイルス感染症対策関係利子補給事業費補助金交付決定通知書

山梨県新型コロナウイルス感染症対策関係利子補給事業費補助金交付要綱第11条第1 項第一号の規定に基づき、利子補給補助金の交付を決定しましたので、下記のとおり通知 します。

記

- 1. 資金種類
- 2. 借入金額
- 3. 借入期間
- 4. 補助金交付決定額

金

- 5. 添付資料
 - •(別紙) 利子補給制度融資対象者一覧

(様式第4号別紙)【リアルタイム方式用】

利子補給制度融資対象者一覧

	No	取扱支店	事業者名	保証番号	名寄せ番号	取引番号	融資資金名	対象者	資金使途	補助対象貸付額	左に係る補助金 交付決定額
例							○○資金融資	・個人事業主・小規模事業者・中小企業者 等	・運転資金 ・設備資金		
	1										
	2										
	3									·	_

注 1. 「No」の欄は、通し番号を記載する。

- 2.「事業者名」の欄は、経済変動対策融資 (新型コロナウイルス感染症対策関係) に係る利子補給補助金の対象となった者の企業名等を記載する。
- 3. 「融資年月日」の欄は、経済変動対策融資(新型コロナウイルス感染症対策関係)の貸付契約日を記載する。
- 4. 「補助対象貸付額」の欄は、経済変動対策融資(新型コロナウイルス感染症対策関係)の元高を記載する。
- 5. 「左に係る補助金交付決定額」の欄は、補助対象貸付として貸付けた額において要綱第3条に基づき積算した補給額を記載する。
- 6. 一覧表の項目を網羅した任意様式に替えることができる。

例

(様式第5号) 【キャッシュバック方式用】

 番
 号

 年
 月

 日

(受任者)

金融機関代表者

山梨県知事

山梨県新型コロナウイルス感染症対策関係利子補給事業費補助金交付決定通知書

山梨県新型コロナウイルス感染症対策関係利子補給事業費補助金交付要綱第11条第1 項第二号の規定に基づき、利子補給補助金の交付を決定しましたので、下記のとおり通知 します。

記

- 1. 交付決定額 金 円
- 2. 添付資料
 - ・山梨県新型コロナウイルス感染症対策関係利子補給事業費補助金交付決定額一覧表

(様式第5号別紙) 【キャッシュバック方式用】

山梨県新型コロナウイルス対策関係融資利子補給事業費補助金交付決定額一覧表

	No	取扱支店	事業者名	保証番号	名寄せ番号	取引番号	融資資金名	対象者	資金使途	補助対象貸付額	左に係る受取利子額 (補助金交付決定額)
例							○○資金融資	・個人事業主・小規模事業者・中小企業者 等	・運転資金 ・設備資金		
	1										
	2										
	3										

- 注 1.「No」の欄は、通し番号を記載する。
 - 2.「事業者名」の欄は、経済変動対策融資 (新型コロナウイルス感染症対策関係) に係る利子補給補助金の対象となった者の企業名及び代表者名を記載する。
 - 3. 「融資年月日」の欄は、経済変動対策融資(新型コロナウイルス感染症対策関係)の貸付契約日を記載する。
 - 4. 「補助対象貸付額」の欄は、経済変動対策融資(新型コロナウイルス感染症対策関係)の元高を記載する。
 - 5. 「左に係る受取利子額」の欄は、補助対象貸付として貸付けた額の、本証明に係る計算期間における受取利子額(顧客口座に年度末に入金される金額)を記載する。
 - 6. 一覧表の項目を網羅した任意様式に替えることができる。

(様式第6号) 【リアルタイム方式用】

 番
 号

 年
 月

 日

山梨県知事 殿

金融機関代表者

印

山梨県新型コロナウイルス感染症対策関係利子補給事業費補助金実績報告書

山梨県新型コロナウイルス感染症対策関係利子補給事業費補助金交付要綱第12条第1 項第一号の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

1. 交付決定額

金

2. 要綱第8条第1項第一号に掲げる期間おける約定利子の金額

金

※2に係る根拠資料を添付すること

(様式第7号) 【キャッシュバック方式用】

番号年月日

山梨県知事 殿

(受任者)

金融機関代表者

印

山梨県新型コロナウイルス感染症対策関係利子補給事業費補助金実績報告書

山梨県新型コロナウイルス感染症対策関係利子補給事業費補助金交付要綱第12条第1 項第二号の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

1. 交付決定額

⋛ 円

2. 要綱第8条第1項第二号に掲げる期間において委任者から支払われた約定利子の合計 金 円

※2に係る根拠資料を添付すること